

第9-16表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 ¹⁾	集団託児所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等(認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30〜570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳〜小学校就学までの児童	0〜3歳児	0〜3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は, 2,122,951人, 待機児童は25,556人(2011年4月1日現在)。	3歳未満の児童に係る保育所の利用率は, 全独で12.1%, 旧西独地域で6.8%, 旧東独地域で36.7%(2006年3月15日現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所Crèches collectivesの設置数は1947か所, 受入人数は85,871人(2009年)。2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち, 認可された保育サービスを利用する者の割合	24.0%(2011年4月1日) 0歳児 9.8% 1〜2歳児 31.0%	[3歳未満] - 特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり, 3歳未満児の保育サービス利用は2割未満 [3歳未満児の保育サービス利用割合] - 旧西ドイツ地域 14.6% - 旧東ドイツ地域 44.9% - 全ドイツ 20.4%(2009年) [3歳〜就学前] 3歳以上6歳未満の幼児すべてに保育サービスを受ける権利を保障。2013年夏以後満1歳にまで保障年齢を拡大の予定。 92.5%(2009)が幼稚園に就学 - 旧西ドイツ地域の幼稚園の31.2%は5時間までの保育で給食なし	[3歳未満] - 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用 - 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 14.8%(2009年) - 集団託児所(一時保育所含む) 12.2% - 家庭保育所 2.6% このほか2歳児の25%が幼稚園に早期入学, 半数近くが保育サービスを利用 [3歳〜就学前] 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 - ほぼ100%が幼稚園に就学

資料出所 日本:厚生労働省(2011.10)「保育所関連状況とりまとめ」, 同省「海外情勢報告」, 内閣府(2007)重点戦略検討会議・基本戦略分科会資料等

ドイツ:Statistisches Bundesamt

フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, 保険省(2011) *L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2009*

(注) 1) 託児所のほか, 複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは, (1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe), (2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten), (3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。

2) 2005年1月より, 保育整備法が施行され, 連邦政府は, 州及び市町村(Kommune)に対し, 失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から, 毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。